

1 粗大ごみに係る基本情報

(1)粗大ごみの概要

定義（対象）	・指定収集袋に入らないもの または ・重さが10kgを超えるもの
排出方法	①戸別収集 ②清掃工場への持ち込み
手数料に関する規定	・町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 ・同施行規則
戸別収集に係る手数料	品目により400円刻み（上限4,000円） 手数料の上限のみ条例で定め、品目ごとの手数料は規則に委任している（全132品目）。
手数料の見直し状況	2010年3月から処理券方式での戸別収集を開始し、品目ごとの処理手数料を設定。以降見直しは未実施。

(2)粗大ごみの重量・点数の推移

		2010		2021	2022	2023	2024
収集	点数(点)	—	...	112,332	105,770	107,599	102,908
	重量(t)	1,221		1,595	1,541	1,575	1,602
持込	点数(点)	—	...	154,859	132,867	125,861	129,448
	重量(t)	3,421		1,903	1,978	1,889	1,965

(3)粗大ごみの収集・処理に係る費用の推移

単位：千円

		2010		2021	2022	2023	2024
収集費	97,163	...	143,248	143,817	144,901	145,428	
処理費※1	37,038		53,595	88,940	93,388	100,904	
合計	134,201		196,843	232,757	238,289	246,332	

※1 収集分・持込分すべて。粗大ごみ処理施設整備費含む。

(4)粗大ごみ処理手数料収入の推移

単位：千円

		2010		2021	2022	2023	2024
処理券収入	46,360	...	62,940	58,489	60,778	58,424	
持込手数料	85,525		43,784	43,510	42,598	45,213	
合計	131,885		106,724	101,999	103,376	103,637	

(5)原価に対する負担率(2024年度)

①持込による場合：82%

②収集による場合：31%

③持込・収集合計：42%

※粗大ごみ処理手数料収入÷収集・処理に係る費用

2 見直しの背景

(1)「受益者負担の適正化に関する基本方針」の改定

2025年1月に改定された基本方針において、手数料は「見直しの検討は4年毎に行うこと」と明記。
家庭ごみ処理手数料については、政策的な判断や広域的な観点が必要とするため、本基本方針の適用外とされているが、粗大ごみ処理手数料は2010年度の制度開始以来見直しを行っていないこともあり、確認が必要な状況。

(2)収集品目の変化

- ①大型化・重量化：テレビ台、マットレス、マッサージ機（いす型のもの）
- ②規格の多様化：オーディオラック、電子レンジ台、三輪車、ベッド枠、ソファ、ウォーターサーバー 等
- ③DIYの流行等による大型物の発生：ウッドデッキ、流し台、物置

(3)収集に要する手間・時間の増大

- ①上記（2）の影響による収集待ち時間の増大
 - ・大型化した品目の増加により、今まで1度に回収していた件数を複数に分けて回収するようになったため、受付から収集までにかかる時間が増加している。
- ②排出方法の変化
 - ・解体されていないベッドや物置の増加に伴い、1台の車両に積み込める粗大ごみの数が少なくなっている。

(4)規則で定めていない品目の増加

- ・現在規則で定めている品目以外にも、多くの品目が排出されている。

3 課題

収集に要するコスト（手間）に応じた手数料とする必要がある。

4 今後の手数料設定の考え方と方法

(1)品目ごとの重量を考慮

収集業者へのヒアリングをもとに、見直しの対象品目を選定（29品目）。
対象品目ごとの一般的な重量を調査し、重量10kg当たり400円を目途に手数料を設定する。

(2)品目内での細分化

（1）によりがたい品目については、大きさや形状を考慮して手数料を細分化する。

(3)他市との均衡を図る

多摩地域及び近隣市における、品目ごとの最大手数料を超える範囲で手数料を設定する。

(4)規則に定める品目の整理

年100点以上の収集実績がある品目を規則に定める。

5 手数料改定案

改定案は別紙のとおり。

6 今後のスケジュール

2026年2月	町田市廃棄物減量等推進審議会（諮問）
4月	町田市廃棄物減量等推進審議会
5月	町田市廃棄物減量等推進審議会（答申）
6月	規則の一部改正公布 行政報告
2027年1月	規則の一部改正施行 料金改定実施